

第9章 違法行為の防止・摘発及び違法行為に対する行政処分

- 技能実習制度の運営に必要な法律・規則等の解釈や、用語の解説・制度運用上の留意事項は前章までに記載のとおりですが、違法行為の防止・摘発のために主務大臣等や機構が行う事務や実習実施者、監理団体が違法行為を惹起しないために留意すべき事項について、本章ではまとめています。

第1節 実習実施者、監理団体等への指導・助言等

- 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のためには、実習実施者や監理団体が技能実習関係法令に従って、適切に技能実習を行わせたり、監理事業を行ったりすることが必要です。このため、主務大臣等やその業務を担う機構が、実習実施者や監理団体に対し、必要な指導及び助言をしていくことが求められています(法第50条、第7章第1節「指導及び助言等(技能実習法第50条)」参照)。
- また、技能実習制度に関する正しい理解が必要不可欠であることから、実習実施者、監理団体等に対するリーフレット等の作成・配付、技能実習制度の概要に関する説明会の開催等、その啓発を主務大臣等及び機構において積極的に行うこととしています。

第2節 機構による実地検査

- 機構において、実習実施者や監理団体等に対し、報告や帳簿書類の提示を求めることや、質問すること、実習実施者又は監理団体等の設備や帳簿書類等を実地に検査することが認められています(法第14条、第4章第6節「報告徴収等(技能実習法第13条・第14条)」参照)。
- 実地検査に時間を要する場合、複数日にかけて対応を依頼することができますので御協力をお願いします。なお、機構が行う実地検査等については、虚偽的回答を行ったりする等、一定の場合に技能実習計画の認定の取消事由となる(法第16条)ほか、調査への協力が得られない場合には、技能実習計画の認定に必要な情報が得られないため技能実習計画が認定されないこととなります。
- 実地検査において技能実習法令違反が認められた場合、機構から改善勧告書を交付して指導を行いますので、早期に改善を図り、改善状況を書面で機構地方事務所・支所の指導課へ報告してください。ただし、重大・悪質な法令違反に関しては、行政処

分等の対象となる可能性があるほか、罰則の対象ともなります。(第3節・第4節参照)

- なお、機構は、監理団体に対して1年に1回程度の頻度、実習実施者に対して3年に1回程度の頻度で定期的に実地検査を行うこととしていますので、機構が行う検査には積極的に協力し、自らが行う技能実習の内容が適正に行われていることを明らかにすることが求められます。

第3節 実習実施者に対する指導監督

- 主務大臣である法務大臣と厚生労働大臣には、技能実習計画の認定に関する業務について、実習実施者や監理団体等に対し、報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査を行う権限が認められています(法第13条、第4章第6節「報告徴収等(技能実習法第13条・第14条)」参照)。
- また、機構や出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣による調査等によって、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないことが判明したとき、技能実習法、出入国又は労働に関する法令等に違反していることが判明したときであって、技能実習の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が改善命令を行う場合があります(法第15条、第4章第7節「改善命令等(技能実習法第15条)」参照)。
- さらに、一度認定された技能実習計画であっても、認定計画に従って技能実習を実施していない場合や、認定基準を満たさなくなった場合、実習実施者が欠格事由に該当することとなった場合、主務大臣が行う立入検査を拒んだり妨害等した場合、改善命令に違反した場合、入管法令や労働関係法令に違反した場合等には、認定の取消しの対象となります(法第16条、第4章第8節「認定の取消し等(技能実習法第16条)」参照)。
- このような報告徴収、改善命令、認定の取消しといった指導監督は、実習実施者の違法行為の様態や悪質性などを踏まえて主務大臣等においてどのような権限行使を行うか判断がなされるものです。
改善命令や認定の取消しといった重大な指導監督を受けないためには、常日頃から関係法令を遵守することはもとより、機構からの実地検査時の指摘等について迅速に改善を図ることが肝要です。

※これまでに技能実習計画の認定を取り消した事案について(主な事例)

事例1

【取消の理由】

- ・事業活動に関し外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められたこと。

事例2

【取消の理由】

- ・技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行っていたこと。

事例3

【取消の理由】

- ・技能実習生に認定計画で定められた職種・作業と異なる作業に従事させていたこと。
- ・入国後講習期間中に技能実習生を業務に従事させていたこと。
- ・技能実習生に対して、入国後講習が適正に行われている旨の虚偽答弁を行うよう指示したこと。
- ・外国人技能実習機構による実地検査時に虚偽の答弁をしたこと。

事例4

【取消の理由】

- ・認定計画に従って報酬(割増賃金)を支払っていなかったこと。
- ・外国人技能実習機構の実地検査時に虚偽の帳簿書類(賃金台帳等)の提示及び答弁をしたこと。

第4節 監理団体に対する指導監督

- 主務大臣である法務大臣と厚生労働大臣には、監理団体の許可に関する業務について、実習実施者や監理団体等に対し、報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査を行う権限が認められています(法第35条、第5章第12節「報告徴収等(技能実習法第35条)」参照)。
- また、機構や主務大臣による調査等によって、技能実習法、出入国又は労働に関する法令等に違反していることが判明したときであって、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、主務大臣が改善命令を行う場合があります(法第36条、第5章第13節「改善命令等(技能実習法第36条)」参照)。
- さらに、一度許可を受けた監理団体であっても、許可基準を満たさなくなった場合、監理団体が欠格事由に該当することとなった場合、許可の条件に違反した場合、改善

命令に違反した場合、入管法令や労働関係法令に違反した場合等には、許可の取消しの対象となります(法第37条第1項、第5章第14節第1「許可の取消し等に関する事項」参照)。

- なお、監理団体が、許可の取消事由(欠格事由を除く。)に該当することとなった場合においても、主務大臣は、違反の内容等を考慮した上で、許可の取消しではなく、期間を定めて監理事業の全部又は一部の停止を命ずることがあります(法第37条第3項、第5章第14節第2「事業停止命令に関する事項」参照)。
- このような報告徴収、改善命令、事業停止命令、許可の取消しといった指導監督は、監理団体の違法行為の様態や悪質性などを踏まえて主務大臣においてどのような権限行使を行うか判断がされるものです。

改善命令や事業停止命令、許可の取消しといった重大な指導監督を受けないためには、常日頃から関係法令を遵守することはもとより、機構からの実地検査時の指摘等について迅速に改善を図ることが肝要です。

※これまでに監理団体の許可を取り消した事案について(主な事例)

事例1

【取消の理由】

- ・入国後講習を適切に実施せず、実地検査時に虚偽の入国後講習実施記録の提出等を行ったこと。

事例2

【取消の理由】

- ・送出機関との間で、技能実習に係る契約の不履行についての違約金契約を締結していたこと。

事例3

【取消の理由】

- ・自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせたこと。

事例4

【取消の理由】

- ・傘下の実習実施者に対して、監査を適切に行わなかつたこと。
- ・認定計画に従つて入国後講習を行わなかつたこと。

第5節 人身取引事案への対応

- 日本政府全体として、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向けた取組を進めて

います。技能実習生についても、人身取引の被害者となる可能性があることから、実習実施者・監理団体両者共に、人身取引対策につき理解を深め、適切に対応頂く必要があります。特に、実習実施者を監理する立場の監理団体は、人身取引被害者の可能性がある技能実習生を発見した場合は、速やかに機構地方事務所へ連絡して頂きますよう、お願ひします。

- 人身取引について、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(以下、「人身取引議定書」という。)第3条は、次のとおり定義しています。

① 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはせい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、藏匿し、又は収受することをいう。

搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隸化若しくはこれに類する行為、隸属又は臓器の摘出を含める。

② ①に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が①に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。

③ ④ (略)

- 人身取引議定書の定義にあるとおり、売春などの性的な搾取のみならず、労働搾取も人身取引に該当し、性別や国籍を問わず、被害者となり得ます。また、人身取引の行為には、人の「売買」に限らず、弱い立場にあることにつけ込んだりして被害者を支配下に置くなどの行為も含まれ、暴力、脅迫、詐欺などの手段が用いられた場合には、被害者が搾取に同意していたとしても、人身取引に該当する可能性があります。

※「人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策に関する取組について(年次報告)」で掲載された事例((注)技能実習生が被害者と認定された事案ではありません。)

事例1

・被疑者らは、同人らが経営する飲食店で稼働していた男性に対し、日常的に暴力を振るい、低賃金での長時間労働を強いるなどし、強制的に労働をさせていたもの。

沖縄県警察において被疑者らを労働基準法違反、傷害等で逮捕。

事例2

・被疑者らは、フィリピン国内においてダンサーとして募集した被害女性(フィリピン人)6名を興行の在留資格で来日させ、入国後は旅券を取り上げるなどした上、被疑者

が経営する社交飲食店のホステスとして稼働させ、その報酬を搾取していたもの。

新潟県警察において被疑者らを出入国管理法違反で逮捕。